

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	18 件

## 北海道国民年金 事案 1727

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年2月まで

私は昭和52年6月に会社を退職後、私の姉に勧められ国民年金の加入手続をA市役所で行った。国民年金保険料の納付について余り覚えていないが、まとめて一括納付した記憶がある。

年金手帳にも国民年金の資格取得日と喪失日が記載されており、督促状を受け取った記憶もないので、申立期間が未納期間であることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の第4種被保険者資格(任意継続)を複数回取得し、厚生年金保険加入期間を240か月にするなど、公的年金制度に係る意識が高かったものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年2月ごろ強制加入被保険者として払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間は過年度納付及び第3回特例納付(昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施)により納付可能期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったA市役所では、過去の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会后、年金手帳、現年度納付書及び納付可能な過年度納付書を交付していたことが確認できるほか、特例納付書についても同市で発行していたとすることから、申立期間の納付書が申立人に交付されていたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人の転居地であるB市保管の国民年金被保険者名簿から、申立期間の納付書が交付されていたものと推認できることから、公的年金制度に係る意識が高かった申立人が国民年金保険料を納付しなかったものとは考え難

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 2690(事案 559 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入期間について、A社における昭和36年11月の1か月間の欠落を知り、年金記録訂正の申立てを第三者委員会に行ったところ、認められないとの通知をもらった。在籍証明書のとおり間違いなく勤務しており、それを証言してくれる同僚もいるので、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii)A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和36年11月30日となっており、同資格喪失日の記載に不自然な点は見受けられないこと、iii)A社に照会したが、申立人に関する人事記録や給与台帳等の資料が残されていないため、申立人の在籍期間や厚生年金保険料の控除の有無について確認できないこと、iv)事業主は「月の1日を残して退職するとは考えられない。」としているが、社会保険事務所(当時)の記録により、同社において、申立期間の前後1年間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者21人(申立人を除く。)の記録を確認したところ、月初めの喪失者は一人しかおらず、その他の被保険者の資格喪失日も各人それぞれであること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われて

いる。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人は、申立て事業所であるA社が作成した在籍証明書(昭和34年4月1日から36年11月30日までの期間、申立て事業所に勤務)のとおりに勤務していたと主張しているところ、同社に当該証明書の作成の基となった資料等について照会した結果、同社では「この在籍証明書は、当時の人事記録等が保存されていないことから、それらに基づいて作成したものではないものの、当時の同僚等に照会しその回答を踏まえると在籍していた可能性が高いと判断できたことから、本証明書を発行することとした。」と回答している。

また、今回、前回の申立てにおいて厚生年金保険の加入記録の確認対象とした21人のうち、申立期間前後の昭和36年10月30日から37年11月19日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者10人について、同資格喪失日の曜日を確認したところ、そのうちの6人は月曜日であることが確認できたことから、当該事業所に退職日が日曜日に当たる場合の取扱いについて照会したところ、「退職日を当社の休日である日曜日とすることはしない。その場合、退職日は翌日の月曜日となり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は火曜日となる。このことを踏まえると、当時の当社の社会保険事務担当者は、退職日と被保険者資格喪失日の取扱いを誤っていることが考えられ、申立人を含め上記6人以外についても、これらの日付を誤って社会保険事務所に届け出た可能性が高い。」と回答していることから、申立人においては、曜日は相違しているものの、当該事業所では、当時、厚生年金保険の被保険者資格喪失の届出の取扱いについて誤っていた可能性があることが考えられる。

さらに、今回、申立人が名前を挙げた同僚も、「申立人がA社を退職したのは、昭和36年11月30日である。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和36年10月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の社会保険事務担当者が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出た可能性が高い。」と供述している上、事業主が同資格喪失日を昭和36年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を同資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の同保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年6月1日であると認められることから、申立期間の同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から8年5月までは14万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から8年6月1日まで  
平成6年4月1日にA社に入社し、3か月の見習い期間を経て正社員として8年5月31日まで勤務した。  
正社員の期間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に係る具体的な供述から判断すると、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社は、商業登記簿謄本によると、平成8年6月1日に解散しているところ、オンライン記録により、7年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の当該処理は8年6月11日付けで遡及<sup>そきゆう</sup>して行われており、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を7年7月31日とする処理、及び同年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額の取消し処理も同時に行われていることが確認でき、かつ、上記商業登記簿謄本の記録から、同社は申立期間も法人であることが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立人は「当該事業所は資金繰りに困っており、支払いの催促の電話が頻繁にかかってくることから、給与の遅配が起ころうなので平成8年

5月31日に退職した。退職時の在籍者数は事業主、正社員の同僚一人、パートの同僚一人及び私の4人であった。」としているところ、当該同僚二人は死亡等で連絡がとれないものの、オンライン記録により、そのうち正社員の同僚一人は、申立人と同様に遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理及び標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の定時決定の取消し処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は「歯の治療で、退社するまで健康保険証を使用していた。」と主張していることについて、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格記録照会回答票(証交付・回収記録)によると、健康保険証の交付年月日は平成6年7月14日、回収年月日は8年6月11日であることが確認できることから、申立人の主張と符合する。

さらに、申立期間の一部の期間に相当する申立人から提出された平成8年度市民税・県民税特別徴収税額通知書により同通知書の社会保険料控除額の欄に記載されている額は、申立人のオンライン記録にある厚生年金保険の標準報酬月額から算出した健康保険及び厚生年金保険の保険料の合計額とおおむね合致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は、8年6月1日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)の記録から、平成7年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から8年5月までは14万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から同年4月1日まで

昭和25年3月1日から同年4月29日まで勤務先であるC社から関連会社であるA社に出向していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在籍証明書、従業員名簿（写し）及び同社の回答並びに複数の同僚の供述から、申立人はC社及びその関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和25年3月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年4月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社（後にB社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和23年9月1日であると認められることから、同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年3月から同年5月までは90円、同年6月から同年12月までは100円、23年1月から同年7月までは400円、同年8月は1,200円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月3日から21年4月2日まで  
② 昭和22年3月31日から25年3月31日まで

昭和19年4月3日から25年3月30日まで、A社に勤務した。しかしながら、申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者の加入記録が無い。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人がA社の後に勤務したC県D事業所を管轄するC県E局から提出された申立人の前歴が確認できる人事カード、申立人から提出された履歴書、及び申立人の具体的な供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和22年3月31日と記録されているところ、同日以降の同年6月、23年1月及び同年8月に標準報酬月額の見直しに伴う改定が行われた記載が認められる上、申立人のほかにも同様の記録を有する者が散見できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和22年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認め難く、申立人の同保険に係る資格喪失日は23年9月1日であることが認めら

れる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、被保険者名簿により、昭和22年3月から同年5月までは90円、同年6月から同年12月までは100円、23年1月から同年7月までは400円、同年8月は1,200円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和23年9月1日から25年3月31日までの期間については、A社における申立人に係る被保険者名簿には、23年9月以降の標準報酬月額の見直しに伴う改定が行われた記録が無いこと、及びオンライン記録では、同社がB社に名称変更後の34年1月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、その後にB社を含む4つの事業所が合併して誕生したF社G支社に照会したところ、「A社の資料は焼却したため調査不能である」と回答していることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人がA社の後に勤務した上述のD事業所を管轄するC県E局から提出された申立人の前歴が確認できる人事カード、申立人から提出された履歴書、及び申立人の具体的な供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①のうち昭和19年4月3日から同年10月1日までの期間については、17年6月施行の労働者年金保険法の適用期間であり、同法は工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人の供述の業務内容から、申立人は労働者年金保険の被保険者に該当しなかったものと判断される。

また、申立期間①のうち昭和19年10月1日から21年4月2日までについては、申立人はA社に勤務していたと主張するものの、F社G支社では、「当支社は、平成20年8月に事務所を解体した際、A社の資料を焼却したため、調査不能である。」と回答しており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿によると、昭和18年9月1日から21年4月1日まで厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の記録は無く、申立人を含む28人が同年4月2日に同保険の資格を取得していることから、同社では同日にまとめて同保険の資格取得手続を行っていたことが認められる上、被保険者名簿の申立人に係る同保険の資格取得年月日は、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月31日から47年1月1日まで  
② 昭和46年11月1日から同年12月1日まで

申立期間①について、A社に昭和26年2月1日から平成11年9月まで勤務し、厚生年金保険には65歳に到達する5年\*月\*日まで加入した。同社では、昭和47年1月1日から、役員に係る給与の源泉徴収事務及び厚生年金保険の適用事務を本社で統括することになり、当時役員であった私の厚生年金保険の被保険者資格をB支店からC本店に異動する手続の際、厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届出したと思われるので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、年金記録の標準報酬月額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額とが相違しており、給与明細書を提出するので、併せて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及びA社から申立期間当時、申立人が常勤役員として勤務していたことを証明する資料として提出された役員会議事録により、申立人が同社に継続して勤務し、申立

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、昭和47年1月1日から、D役員の厚生年金保険の適用事務を本店で統括することとなったとする元A社本店E担当課長の供述から判断すると、申立人の同社B支店における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが妥当である。

また、申立期間①における標準報酬月額については、昭和46年12月の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを46年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人に係る同資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和46年10月までは10万円であったが、同年11月から13万4,000円に改定したことが記録されている。

一方、申立人が所持する給与明細書によると、昭和46年11月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、13万4,000円であることが確認できる。

また、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行について」（昭和46年6月5日庁保発第12号）によると、昭和46年11月から標準報酬月額の上限が10万円から13万4,000円に引き上げられたことを受けて、46年10月における標準報酬月額が10万円である被保険者について行う同年11月からの標準報酬月額の改定は、その者の同年10月における標準報酬月額の基礎となった報酬月額を改正後の報酬月額とみなして、職権にて改定することとされている。

このことから、社会保険事務所は、昭和46年11月にその把握する報酬月額に基づく職権による標準報酬月額の改定を行い、さらに、事業主に改定通知を行ったものの申立人に係る標準報酬月額の記録処理が正しくなされていないことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所では、申立期間②の標準報

酬月額について、厚生年金保険被保険者名簿に当時の上限等級である 13 万 4,000 円と記載すべきところを誤って、10 万 4,000 円と記載したと考えられることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、13 万 4,000 円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和56年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月30日から同年11月1日まで

昭和56年8月21日にA社に入社して以来、継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間は異動した時期であるが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された勤務期間証明書及びB社の事業主の供述から判断すると、申立人がA社及びC社に継続して勤務し（昭和56年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は同保険料を納付したか否かについては不明としているが、「申立人の申立期間当時に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を誤って届け出たものと思われる。」と回答していることから、事業主が昭和56年10月30日を同資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和21年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月20日から同年9月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間については、同保険の被保険者になっていない。  
しかし、昭和18年5月から21年8月31日までA社B支社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社で昭和18年5月から21年8月31日まで勤務し、同支社が厚生年金保険の適用事業所となった20年1月6日から退職時の21年9月1日まで厚生年金保険の被保険者であったと述べているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった20年1月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年4月20日に同資格を喪失しており、申立期間については、厚生年金保険の被保険者として記録されていない。

しかしながら、現在のC社の人事担当職員に照会したところ、「平成21年4月ごろ、申立人から、『申立期間に勤務していたこと、及び同期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる書類がないか。』との問い合わせを受け、申立期間当時の賃金台帳に基づき、申立人に対して、『昭和21年4月から同年8月までの給与が申立人に支払われており、厚生年金保険

料が控除されていた。』旨を回答した。」と供述していることから判断すると、申立人は昭和21年4月20日から同年8月31日までの期間も勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る昭和21年3月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年6月1日まで

申立期間はA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和45年1月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失後、同年6月1日にB社(昭和45年6月1日適用開始)において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様にA社において昭和45年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年6月1日にB社において再度資格を取得している者が4人(申立人を除く。)確認でき、そのうち所在が確認できた3人は共に、「A社とB社はC県C市の同一場所に所在しており、当該両事業所の事業主はD氏であった。昭和45年6月ごろに勤務地がE県F市に移るまでの勤務期間に欠落は無く、申立人を含め、職員全員の雇用形態及び業務内容は同一であり、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と述べている上、一人は、「昭和41年4月ごろにB社に入社し、G業務の補助をしていたが、43年にA社設立と同時に、B社の職員

すべての身分は、A社に移行し、給与はA社から支給されていた。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和52年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月から53年3月までは7万6,000円、同年4月から54年3月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月3日から54年4月21日まで  
大学卒業後、B社で採用され、昭和52年7月3日にA社に移籍して60年5月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

i) 申立人がA社で一緒に勤務していたと供述し、同社のC職として申立人の前任者及び後任者であったとの供述が得られた同僚二人のうち一人、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者一人が、いずれも、「申立人は、昭和52年7月からA社に勤務していた。」と供述していること、ii) 前述の同僚二人、及び被保険者原票により、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる他の者が、いずれも、「職員は、会社間で出向又は移籍することがあり、私もそうであった。」と供述していること、iii) 申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録により、同社における離職日は昭和52年7月2日であることが確認できることから判断すると、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤

務していたことが認められるとともに、同社が保管する給料台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料台帳に記載された厚生年金保険料控除額（昭和52年7月から53年3月までは3,496円、同年4月から54年3月までは5,002円）から、昭和52年7月から53年3月までは7万6,000円、同年4月から54年3月までは11万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和52年7月から53年3月までの期間の厚生年金保険料控除額(3,496円)については、給料台帳に記載された報酬月額(9万3,700円)に基づく標準報酬月額(9万2,000円)に当時の被保険者負担厚生年金保険料率(1,000分の45.5)を乗じて求められる金額(4,186円)とは合致せず、当該標準報酬月額に51年8月に改定される以前の同保険料率(1,000分の38)を乗じて求められる金額と合致することが確認できることから、事業主が、当該期間の厚生年金保険料控除額を算出するに当たって、適用すべき保険料率を誤ったものと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における同保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致しており、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いほか、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和54年4月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年7月から54年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和63年8月21日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月1日から55年3月1日まで  
② 昭和59年11月1日から同年12月6日まで  
③ 昭和63年8月21日から同年9月1日まで

申立期間①は、B社から新たに設立されたグループ会社であるC社に異動し、D職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、C社から独立したE社に異動し、代表取締役として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、昭和63年8月にE社からグループ会社であるA社に異動したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、Fグループ本社から提出があった人事情報画面のハードコピーにより、申立人が、昭和63年8月18日にE社からグループ会社であるA社に異動し、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、昭和63年8月にA社のグループ会社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社で同資格を取得したことが確認できる者61人は、いずれも、当該資格得喪日が同日となっており、同保険被

保険者期間が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、人事情報画面のハードコピーによると、上述のとおり、申立人のA社への異動日は昭和63年8月18日であることが確認できるが、オンライン記録によれば、申立人は同年8月1日から同年8月21日までG社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、申立人のA社における同保険の被保険者資格取得日については、同年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和63年9月のオンライン記録から判断すると、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における同保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致しており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和63年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、Fグループ本社から提出があった人事情報画面のハードコピーにより、申立人が、当該期間においてC社に取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和55年3月1日であることが確認できることから、同社は申立期間①において同保険の適用事業所であった形跡が無い上、Fグループ本社に照会したものの、「当時、社会保険事務はグループ会社がそれぞれ独自に行っていたため、当社には関係資料が無い。」と回答しており、C社が申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が、B社からC社と一緒に異動したとする3人については、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、いずれも、B社において昭和54年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社において55年3月1日に同資格を取得したことが確認でき、申立期間①において同保険の被保険者であった形跡が無い上、当該3人のうち生存及び所在が判明した二人に照会したものの、いず



れも回答は得られず、C社における同保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、C社に係る被保険者原票により、同社において昭和55年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者6人のうち、申立人及び前述の3人を除く2人に照会したところ、このうち一人は、「私は昭和55年2月に入社したが、この時は社長を含め社員が4人しかおらず、社会保険には加入していなかった。私と他の一人が入社したことによって社会保険に加入することができると先輩から聞いたことがあり、その後の同年3月1日から社会保険に加入したと記憶している。」と供述しているほか、他の一人は、「私が入社したのは昭和55年2月1日である。当時、社会保険事務手続は私が行ったが、社会保険事務所により、54年12月までさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を取得させることはできないと判断された。」と供述している上、兩人から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人は、「当初は、私を含めグループ会社からの移籍社員4人でスタートし、昭和55年2月に新たに二人が入社した。」と供述している上、前述の回答者二人の供述を踏まえると、申立期間①当初において、当該事業所は、当時の厚生年金保険の適用要件を満たしていなかったものと考えられる。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

- 3 申立期間②については、Fグループ本社から提出があった人事情報画面のハードコピーにより、申立人が、当該期間においてE社に代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によれば、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年12月6日であることが確認できることから、同社は申立期間②において同保険の適用事業所であった形跡が無い上、Fグループ本社に照会したものの、「当時、社会保険事務はグループ会社がそれぞれ独自に行っていたため、当社には関係資料が無い。」と回答しており、E社が申立期間②において厚生年金保険の適用事業所であったことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が、C社からE社と一緒に異動したとする3人については、両社に係る被保険者原票によると、いずれも、C社において昭和59年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、E社において同年12月6日に同資格を取得したことが確認でき、申立期間②において同保険の被保険者であった形跡が無い上、当該3人に照会したところ、回答が得られた二人から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が

給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が当該事業所の給与事務担当者であったと供述する者に照会したものの、回答は得られず、申立期間②における当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、申立人は、「会社設立時のグループ会社からの移籍社員は私を含め4人であり、翌月、女子社員が入社した。」と供述していることを踏まえると、申立期間②において、当該事業所は、当時の厚生年金保険の適用要件を満たしていなかったものと考えられる。

4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年7月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年7月1日まで

昭和18年4月にA社B事業所に入社して、D業務に従事し、20年7月1日に海軍に入隊するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同年9月に除隊となった後は同社に復職していない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

i) 申立人が昭和19年10月1日付け標準報酬月額通知書（A社発行）及び同日付け国民貯蓄計算通知書（A社B事業所発行）を保管していること、ii) 申立人が、同じ学校を卒業し、同期入社であったとする者が、「私は昭和18年4月にA社B事業所に申立人と一緒に入社しており、同じ部に所属して同じ仕事に従事し、寮も一緒であったが、申立人は、20年7月に海軍に入隊するまで、継続して同社に勤務していた。」と供述していること、iii) E省F局発行の履歴書により、申立人が20年7月1日にG団に入隊したことが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同期入社で同じ仕事に従事していたと供述する前述の同僚については、同人の厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、上述の同僚については、厚生年金保険被保険者台帳において当該事業所における同保険の被保険者記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても当該被保険者記録に係る厚生年金保険被保険者記号番号が確認できる一方で、現存する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険台帳（以下「被保険者名簿」という。）においては同人の氏名は無く、同人の被保険者記号番号はいずれも欠番となっているが、この理由について日本年金機構H事務センターに照会したところ、「当時のI社会保険出張所に係る被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿等については、時期は不明であるが戦災により焼失したと聞いており、A社に係る同払出簿は一部しか現存せず、現存する同社の被保険者名簿はその後復元されたものと考えられる。」と回答していることを踏まえると、当該事業所に係る被保険者名簿等は、戦災により焼失し、その後復元されたものと考えるのが妥当である。また、現存する当該事業所の複数の被保険者名簿においては、いずれも当該同僚の被保険者記録が欠落しているほか、厚生年金保険被保険者記号番号欄において連続する番号の間に欠落や番号の逆転が見られる上、生年月日欄に記載の無いものも多数見られるなど、保険者により記録の完全な復元が行われたものとは言い難い。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は社会保険出張所)に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の当該事業所における同資格喪失日は20年7月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する標準報酬月額通知書により、90円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が

見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 北海道厚生年金 事案 2701

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B国施設C部門における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和30年10月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月ごろから30年6月1日まで  
② 昭和30年7月6日から同年10月16日まで

昭和28年4月ごろから30年10月15日まで、A県B国施設C部門でD業務員として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和30年7月6日から同年10月15日までA県B国施設C部門において、継続してD業務員として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月6日に同被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、当該事業所で申立人と同じD業務員として勤務していたとする同僚は、「私は、昭和28年か29年ごろからA県B国施設C部門に勤務した。そして同部門のE業務員と結婚し、その後、妊娠を契機に退職した。申立人は、B国施設内の寮に住んでおり、私が勤務する以前から同部門に勤務し、私が退職する時も寮から同部門に通っていた。申立人は、同部門に勤

務中、足の手術を行った直後に出勤し、寮に戻されたことがあるため、良く覚えている。」と供述している。この同僚の供述内容は、具体的である上、被保険者名簿によると、当該同僚は、申立期間②において厚生年金保険被保険者資格が確認できることから、申立人は、申立期間②に当該事業所で勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該事業所における業務について、「B国施設C部門で、D業務員は30人ほどおり、交代制勤務であった。私は、B国施設内の寮に住んでいたが、同部門に採用されてから退職するまで仕事の内容や勤務場所は変わらなかった。」と供述しているところ、上記の同僚からも同内容の供述があり、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和30年7月6日前後に勤務形態及び業務内容に変更がない上、上記の同僚は、前述のとおり、申立期間②において厚生年金保険被保険者資格が継続していることが確認できる。

さらに、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚ほぼ全員が申立期間②において、同被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和30年6月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、前述の同僚の供述から判断すると、勤務開始日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和30年10月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、前述の同僚は、申立人と同じく、昭和28年又は29年ごろから当該事業所に勤務していたと供述しているが、被保険者名簿によると、当該同

僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人とほぼ同時期の30年7月1日となっており、申立期間①における同被保険者資格が確認できない。

さらに、申立人及び前述の同僚は、申立期間①における当該事業所のD業務員の人数について、24人から30人程度であったとしているが、被保険者名簿によると、当該事業所の申立期間①における女子の厚生年金保険被保険者数は0人から二人となっていることから、当該事業所では、申立期間①において、D業務員の大部分を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

昭和36年4月から平成14年3月までA社に勤務したが、昭和42年に同社C支社から同社D支社に異動した際の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していた。

会社の命令による転勤であり、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたため、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主が保管する申立人に係る永年勤続表彰に関する「調査票」及び当時の社会保険事務に携わっていた同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年10月1日にA社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支社における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の社会保険に関する資料が無いため、申立人の厚生年金保険料の控除及び納付については確認できない。」と回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和42年10月1日と届け出たに

もかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和60年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月1日から同年8月1日まで

昭和60年1月1日から61年3月31日までの期間、C社（現在は、D社）のE部からA社に派遣され、F専門職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社及び同社に申立人をE専門職として派遣したD社F部G課の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含む昭和60年1月1日から61年3月31日までの期間、継続してA社に勤務していたものと認められる。

また、当該事業所及びD社F部G課では、「派遣E専門職の場合、派遣決定時に派遣期間及び雇用条件が既に決定しており、派遣期間中に当初の雇用条件を変更することはない。」としている上、当該事業所では、「派遣受入E専門職は、受入れと同時に厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料も毎月の給与から控除していた。」と回答しており、当該事業所が申立人と同様に申立期間に近接した時期に派遣を受け入れたとするE専門職二人の厚生年金保険の加入状況をみると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、当該事業所が保管する勤務記録の派遣受入期間と符合していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所における昭和60年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関係資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和62年3月31日であるとの回答をもらった。

当該事業所には昭和60年4月1日から62年3月31日までB業務員として勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、退職所得の特別徴収票、退職手当金送金通知書及びA社の回答により、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和62年3月の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険

事務所は、申立人に係る昭和 62 年 3 月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和38年9月29日に訂正し、標準報酬月額を36年9月から37年9月までは9,000円、同年10月から38年8月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月29日から38年9月29日まで  
昭和35年4月から38年9月29日まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は36年7月10日から同年9月28日までの期間となっている。

B県に行く昭和38年9月29日まで、継続してA社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人のB県に行く際の経緯と修業期間に関する具体的かつ鮮明な記憶に基づく供述から判断すると、申立人が、申立期間にA社に勤務していたものと認められる。

また、申立人が当該事業所の本店及び支店で交互に勤務していたとして名前を挙げた同時期入社と同年齢かつ同職種の同僚については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時においても厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できることを踏まえると、仕事内容や勤務形態を同一にして勤務していた申立人が厚生年金保険の被保険者資格を途中で喪失する特段の事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同時期入社で同年齢、同職種の同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 36 年 9 月から 37 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 38 年 8 月までは 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 36 年 9 月 29 日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月から 38 年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を同年6月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年6月15日まで

A社に平成元年2月25日から7年6月15日まで勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

保管している平成7年4月分及び同年5月分の給与明細書(写し)により、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが証明できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B退職金共済事業団(当時)の退職所得の源泉徴収票及びA社が発行した健康保険厚生年金保険資格取得(喪失)連絡票により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において平成元年2月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、7年4月30日に同資格を喪失したことが記録されているが、同資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年6月1日の後の同年8月16日付けで行われており、同日に、申立人を含む75人の同僚の同資格喪失日が同年4月30日にさかのぼって処理が行われていることが認められる。

また、上記同僚のうち8人を抽出し照会したところ、二人から回答を得ることができ、このうちの一人は「仕事を終えて帰宅すると会社が倒産したとの連絡を受けた。」と供述し、他の一人も「朝、会社に行ったら倒産したと言われた。」と供述している上、当該同僚8人の雇用保険の離職日は全員平成7年6

月 15 日であることが確認でき、申立期間当時、当該事業所において勤務していたことが認められる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から確認できる役員 3 人に照会したところ、二人から回答が得られ、そのうちの一人は、「倒産時は資金繰りが厳しかった。詳しくは分からないが、社長は申立期間当時の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に支払っていないと思う。」旨を供述しており、同社は、申立期間当時、社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらのことを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）連絡票の同資格喪失日である平成 7 年 6 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立人の平成 7 年 4 月及び同年 5 月に係る標準報酬月額は、同年 5 月支給分の給与明細書（写し）及び申立人の A 社における同年 3 月の社会保険事務所の記録から 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成 7 年 6 月 2 日から同年 6 月 15 日までの期間について、オンライン記録では、A 社が同年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上記連絡票からも、当該期間に申立人が厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和60年6月1日、同資格喪失日に係る記録を61年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月1日から61年3月1日まで

申立期間当時、A社B支店に勤務し、厚生年金保険が適用されていたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人が現在勤務しているC社が保管していた申立人の履歴書の記載、申立人のA社に転職した経緯に関する詳細な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間に同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所には、申立人を除く男性3人と女性一人の計4人が勤務していたと供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間当時、男性3人と女性一人の計4人全員が当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、申立人の供述とオンライン記録とが符合している。

さらに、上記の4人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、二人から回答が得られ、いずれも「職員は全員厚生年金保険に加入しており、申立人も厚生年金保険に加入しているはずである。」と供述している。

加えて、申立期間当時に当該事業所で経理を担当していたと供述している系列会社の役員は、「当時、D職は全員厚生年金保険に加入していた。他のD職に厚生年金保険の被保険者記録があるのであれば、申立人も加入していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、A社B支店では申立人以外の従業員は全員厚生年金保険に加入していたことが確認できること及び複数の同僚の供述から、申立人のみが厚生年金保険に加入していないと考えることは不自然であり、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録により、A社B支店に申立期間より以前に勤務していた申立人と同年齢で同職種の職員の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が欠落したとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年6月から61年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 2708

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和27年7月1日、同資格喪失日は29年2月1日であると認められることから、申立期間に係る同資格取得日及び同資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から28年11月1日まで

昭和27年7月1日に、C社に就職したが、会社はA社、D社、E社と多角経営をしており、入社当初はF業務関係の仕事を行っていた。

厚生年金保険被保険者証の資格取得日が昭和27年7月1日となっているが、申立期間の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳に、申立人と同姓同名であり、かつ、生年月日と同じである者の記録があり、当該記録に係る者は、昭和27年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年2月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人から提出された申立人の厚生年金保険被保険者証には、上記被保険者台帳と同じ記号番号が記載されているとともに、初めて資格を取得した日も昭和27年7月1日と記載されている。

さらに、オンライン記録では、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないことから、厚生年金保険被保険者台帳により、A社B工場において昭和28年2月1日から同年7月31日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、当該期間に同工場で勤務し、当時事務員が5、6人と作業員が20人ぐらいた旨を供述していることから、同

社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される上、当該記録が当該同僚の厚生年金保険被保険者記録に平成元年10月20日に統合されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、厚生年金保険被保険者台帳で確認できる上記申立人と同姓同名の者の記録は、申立人のC社における厚生年金保険被保険者記録と一部期間が重複しているものの、申立人に係るものであると認められ、A社B工場の事業主は、申立人が昭和27年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記未統合の厚生年金保険被保険者記録から、4,500円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から8年3月まで

私は、20歳の時に国民年金保険料を納付するよう記載された書面を受け取ったが、当時は大学生であり、保険料を納付することが困難であった。

そのため、国民年金保険料を納付することについて私の母親に相談したところ、保険料の納付免除の制度があるので申請するように母親から勧められ、A市B区役所に行き当該申請を行った。

申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が免除されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付免除の申請をA市B区役所で行ったとしているところ、当該申請を行うためには、国民年金へ加入し、国民年金被保険者資格を取得する手続を行う必要があるが、i) 国民年金加入時に同被保険者に与えられる国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡が見当たらないこと、ii) 同区役所の申立人の住民基本台帳における国民年金に係る事項を確認したところ、当該事項の記載が無いこと、iii) 申立人は、申立期間の以前に、公的年金の被保険者となったことがないため、申立期間に係る国民年金の加入手続が行われていれば、申立人に年金手帳が交付されることとなるが、申立人は当該手帳を所持していた記憶がないことから、申立人の国民年金の加入手続は行われていなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付免除申請は同区役所で行ったとする以外に、保険料の納付免除の申請に必要な書類の提出状況、及び当該申請を行っていたら、その後に申立人に送付される免除承認（不承認）結果通知に関することなどについて、申立人から具体的な説明がなく、当時の当該申請の状況

については不明であり、申立人が申立期間の保険料納付免除の申請を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月

私は、平成5年5月に会社を退職した後、自分がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も加入手続時に窓口で納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A市B区（現在は、同市C区）に居住していたにもかかわらず、申立当初、国民年金の加入手続を同市D区役所で行ったとし、後に同市B区役所で行ったと変更するなど、同手続についての記憶に曖昧さがみられる。

また、申立人は、平成5年5月に、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った際、申立人の妻の国民年金第3号被保険者から同第1号被保険者への種別変更手続を同時に行ったと述べているが、i) オンライン記録によると、その妻の同手続は、同年9月20日に行われていることが確認できること、ii) その妻の同年5月の保険料は、同年10月に納付されていることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、会社を退職後の昭和57年1月に、国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきたが、私の厚生年金保険の加入期間が20年以上あるので、国民年金については任意加入期間であることを知り、59年10月に任意加入をやめた。

その後、昭和61年4月から国民年金制度が変わり、国民年金の強制加入被保険者となったので再加入した。

その手続をしたA市役所で、窓口担当者から任意加入対象期間中の未納となっている国民年金保険料を払わないと将来、年金受給額が減額となると言われたので、保険料をまとめて24万円ぐらい納付した。

私の国民年金保険料納付は亡くなった私の妻が行ってくれていたので詳しいことは分からないが、申立期間が未納とされていることに納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得した後、59年10月に同被保険者資格を喪失し、61年4月に再度強制加入により同被保険者資格を取得していることがオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳から確認できることから、申立期間は任意加入期間となり、制度上、任意加入被保険者はさかのぼって国民年金に加入することはできないため、申立期間は未加入期間であり、未加入期間は国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和61年4月にさかのぼってA市で納付したとするが、同市では、過年度保険料の収納は行っていない上、納付したとする保険料額も実際に納付すべき保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から51年3月まで

私は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月定期的に金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は「毎月定期的に主にA信用金庫B支店で国民年金保険料を納付していた。」と述べているが、i) 当時申立人が在住していたC市の国民年金保険料の納付期限は毎月の納付期限ではなく、3か月ごとに納付する年4期制であること、ii) 申立人が主に国民年金保険料を納付していたとする同信用金庫B支店の開設時期は昭和47年12月であることから、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の加入状況及び申立人の保険料納付状況調査等により、昭和52年10月から53年3月ごろまでの間に払い出されたものと推認されることから、そのころに、申立人は39年2月から住所を定めていたC市D区（現住所地）で国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立期間前の昭和36年4月から46年5月まで（122か月）について、特殊台帳（マイクロフィルム）により、第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）において、申立人は、55年6月30日にさかのぼって一括して国民年金保険料の特例納付を行っていることが確認できるところ、その時点で、当該特例納付期間（122か月）と納付済期間である申立期間直後の51年\*月から申立人が満60歳に到達し国民年金の被保険者資格を喪失する直前の平成2年\*月までの期間（166か月）の合計月数は、昭和5年\*月生ま

れの申立人が老齢基礎年金の受給資格を得るために必要な期間である 288 か月（24 年）であったことから、申立人については、受給資格期間を満たすよう、それに必要な期間として特例納付の記録のある期間を特例納付したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年6月まで

私は、申立期間はアルバイト生活をしていたので、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付してくれていたはずである。今回、A市B区役所からもらった私の国民年金保険料の納付状況が記載された用紙が見付かり、その用紙に申立期間の納付記録があることから、当該期間の年金記録確認を申し立てたものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身では国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていないと述べているほか、申立人が申立期間の保険料を納付してくれていたはずであるとするその母親も、申立期間を含む申立人の国民年金加入期間において、保険料を納付した記憶がないと述べており、当時の状況は不明である。

また、申立人がA市B区役所から手渡されたとする「保険料納付状況」と記載されている用紙について、同市では、「残存する資料が無いため、当時の状況は不明であるが、当時、メモ的なもので国民年金の相談対応をしていたものと思う。」と回答していることから、当該用紙は、国民年金の窓口で保険料の納付状況を説明するために使用していたものと推認でき、当該用紙には、申立期間の保険料が納付済みと記載されている。

しかしながら、当該用紙の記載内容については、被保険者名簿等の正式な記録簿から記録を転記していたものと考えられるところ、転記元と考えられるA市の被保険者名簿及び過年度納付記録簿では、いずれも申立期間は未納期間と記録されている上、上記のとおり、申立人及びその母親は申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がないとしていることから、A市B区役所の相談窓口

において、当該用紙への転記を誤ったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から同年 8 月まで

私は、昭和 63 年 4 月に会社を退職した後、同年 5 月又は同年 6 月に A 市 B 支所で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続をし、加入手続後は、私の父親が、私の国民年金保険料と母親及び兄夫婦の保険料を一緒に納付してくれていたと思うので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和 63 年 5 月又は同年 6 月に、申立人自身が A 市 B 支所で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、i) 申立人は、国民年金の加入手続に係る記憶が定かでない上、年金手帳の交付を受けた記憶がないこと、ii) 申立人が唯一所持する年金手帳は、同手帳の厚生年金保険の記号番号により、申立人が 61 年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した時に交付されたものであることが確認できるが、同手帳には国民年金の記号番号及び被保険者記録が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、iii) 申立人が当時居住していた A 市では、申立人に該当する国民年金被保険者名簿が無く（未加入）、オンライン記録においても、申立期間に係る国民年金の加入記録が無い（未加入）ことから、申立期間については、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、その父親が申立人の国民年金保険料をその母親及び兄夫婦の保険料と一緒に納付してくれたと思うとしているところ、申立人の父親は既に死亡している上、i) 申立人は自身の保険料納付に直接関与していないこと、



ii) 申立人の母親は、「夫（申立人の父親）が自分の保険料を納付してくれていた。」と述べるだけで、母親自身及び家族の保険料納付に係る記憶がないこと、iii) 申立人の兄は、その父親が保険料を納付してくれた記憶もないことから、当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から平成元年3月まで

私が20歳になった時、私の母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続をし、私と私の姉の国民年金保険料を銀行又は郵便局で一緒に納付してくれていたはずなので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の昭和61年11月に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその姉の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと述べているところ、i) 申立人及びその母親は、加入手続時の年金手帳交付に係る記憶が定かでなく、申立人が唯一所持する年金手帳は、同手帳に記録された厚生年金保険(基礎年金番号)の記号番号から、申立人が大学卒業後の平成元年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した時に交付されたものであること、ii) 同手帳には、国民年金の記号番号及び被保険者記録が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、iii) 申立人が当時居住していたA市では、申立人に該当する国民年金被保険者名簿が無く(未加入)、オンライン記録においても、申立人の国民年金の加入記録が無いことから、申立期間については、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続後、申立人及びその姉に加えて母親自身の国民年金保険料も一緒に納付していたと述べているところ、i) 申立期間当時、申立人の母親は、個別に保険料を納付する必要がない国民年金の第3号被保険者であったこと、ii) 申立人の母親は、申立人及びその姉の保険料の納付手続及び納付方法に係る記憶が定かでない上、保険料納付

後に、その母親だけが年金手帳に検認を受けたとしており、当時の納付書方式による納付方法とは一致しないこと、iii) 申立人の母親が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とは大きく相違するなど、申立人の母親の供述には不自然な点が見受けられる。

さらに、オンライン記録により、申立期間に係る申立人の姉の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間前の昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月までの期間は国民年金の未加入期間であり、この後、同年 4 月から 63 年 3 月までの保険料は免除、同年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付した後、63 年 8 月に婚姻するまでの期間は未納となっていることが確認できるなど、申立人の母親が申立人及びその姉の保険料と一緒に納付していたものとは考え難い上、申立人の母親は、過去にさかのぼって保険料を納付したことはないとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2709

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 25 日から 44 年 5 月 25 日まで  
昭和 39 年 8 月 1 日から 44 年 5 月 25 日まで A 社に B 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
当時の給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 39 年 8 月 1 日から 44 年 5 月 25 日まで勤務した。そして、退社日と同日付けで次の勤務先である C 社に入社した。A 社を退職した時に事業主が在籍していたことは間違いない。事業主がその後失踪したことは C 社に勤めて 1 年ぐらい経過後に聞いた。」と主張しているが、申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により申立期間当時に A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 8 人の計 9 人に照会し、7 人から回答が得られたが、申立人を記憶していた 5 人のうちの 4 人は、「申立人が A 社に勤務していたことは覚えているが、勤務していた期間については分からない。」と述べており、他の一人も、「申立人が A 社に勤務していたことは覚えているが、申立人は、事業主が事業不振で行方不明となってしまった時期より前に退職していたと思う。」と供述しているところ、当該事業主は、昭和 42 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、複数の同僚の供述から行方不明になったと思われる日と当該事業主の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は符合している。そして、申立人の次の勤務先である C 社の代表取締役であった者（既に死亡）の妻は、「当社は昭和 39 年に創業したが、申立人は創業から 2 年又は 3 年後に入社した。」と供述している。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和43年1月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同年1月21日から44年5月25日までの期間については、同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社は、商業登記簿謄本により昭和49年12月3日に解散していることが確認できる上、同謄本に記載されている当時の事業主に照会したところ、「申立人のことは覚えていない。当時の資料等は保存されていないので、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和41年5月25日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、同原票の備考欄には、同年5月31日付けで申立人に係る健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証受理 5/31」の記載があることが確認できる。

これらの供述及び記録は申立人の主張と符合せず、申立期間における申立人の勤務状況を確認することができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 5 月上旬まで  
A社のB営業所には、昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 5 月上旬まで勤務したが、その間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に係る具体的な供述、同僚の供述及びA社（昭和 49 年 10 月当時、本社はC県D市）の取締役であった者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社のB営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和 50 年 12 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿目録によると 51 年 5 月 31 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当時、取締役であった者（事業主の妻）に照会したところ、「申立期間当時の資料等は保存されていないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用等については分からない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間当時、A社のB営業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 10 人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、A社本社からB営業所へ異動になったとみられる一人については厚生年金保険の加入記録が確認（昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 10 月 14 日までの期間）できたものの、本社からの異動者であることが確認できない残りの 9 人については、厚生年金保険の加入記録は確認できない上、そ

のうち連絡のとれた同僚一人は、「申立人とは、昭和 49 年 10 月ごろから 50 年 5 月ごろまで一緒に勤務していた。理由は分からないが、勤務していた期間について厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

加えて、商業登記簿謄本によると、A社のB営業所は、昭和 50 年 5 月 10 日に「A社」の商号で法人として設立され、同年 9 月 12 日に「E社」に商号変更していることが確認でき、また、オンライン記録によると同年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になったことが確認できるところ、前述のA社において厚生年金保険の加入記録が確認できない 9 人のうち 4 人は、E社において同年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、E社において、厚生年金保険の適用事業所となった同日の昭和 50 年 10 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得した者に照会したところ、複数の者が同日以前は、同社は厚生年金保険に加入しておらず、従業員は国民年金に加入していた旨供述している。

これらのことを総合的に判断すると、申立期間当時、A社の事業主は、同社B営業所の社員については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月4日から33年3月30日まで  
昭和31年8月から33年3月30日まで、A市B国施設内のC施設においてD作業等の担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると、E課において31年11月4日被保険者資格喪失の記録となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容についての詳細な供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA市B国施設内のC施設において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F省G局に照会したところ、「当局が保管するH厚生年金保険被保険者台帳を確認したが、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、E課は、昭和35年3月24日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、申立人が申立期間において従事していた業務内容から判断すると、関係通知に基づき、C施設に使用される者は厚生年金保険の強制被保険者とされていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚6人、オンライン記録によりE課において厚生年金保険被保険者記録が確認できる6人及び申立人の同僚から名前が挙げられた6人の計18人のうち、生存及び所在の確認ができた11人に照会し9人から回答が得られたところ、そのうち一人は「当時は、B国の占領下で現在の会社組織とは全く違う状況で、知らないうちに身分が変わり、雇用形態が変



わるような状況であった。」と供述している上、ほかの同僚からも申立人が申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかつた一方で、申立人と同じ業務に従事していたと回答している同僚二人についても厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立期間の前の期間ではあるが、申立人と同じ業務に従事していたと回答している者から勤務期間の一部について給与明細書の写しが提出されたところ、オンライン記録により、この同僚の同被保険者記録が確認できる期間については厚生年金保険料が控除されているものの、同被保険者記録が確認できない期間については同保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び申立人に係るE課の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の被保険者資格喪失日は昭和31年11月4日と記載されており、この記載はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 20 日から同年 12 月 1 日まで

私が所持する厚生年金保険被保険者証には、資格取得日が昭和 45 年 7 月 20 日と記載されている。しかしながら、厚生年金保険の加入記録では、被保険者資格取得日が 45 年 12 月 1 日となっており、私が所持する厚生年金保険被保険者証の取得月日と違いがあることから、被保険者資格取得日について、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和 62 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の代表取締役であり申立人の父親であった者は既に死亡しているほか、その後、代表取締役に就任した申立人の長兄は、「会社は 20 数年前に整理、廃業しており、当時の資料も保存しておらず、記憶もない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には申立内容のとおり、資格取得日は「昭和 45 年 7 月 20 日」と記載されているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、同日の資格取得日を二重線で抹消し、「昭和 45 年 12 月 1 日」と記録が訂正され、同原票の備考欄には、「昭和 46 年 12 月 3 日取得年月日訂正」と記載されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、前述の原票と同様に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が訂正されているほか、

備考欄にも同様の記載があり、遡<sup>さかのぼ</sup>って記録訂正されていることが確認できることから、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得年月日は、訂正前の月日が記載されたままのものであると判断される。

加えて、申立人が記憶している同僚及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間前後に厚生年金保険の記録がある者に照会したところ、申立人の厚生年金保険料の控除について積極的な供述が得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から 44 年 7 月まで  
② 昭和 45 年 8 月から 50 年 7 月まで

当時勤務していたA社の社長から、兄弟会社に移ってほしいと頼まれ、B社に昭和42年1月から44年7月までの期間及び45年8月から52年11月までの期間勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が50年8月1日と記録されている。

A社とB社は兄弟会社であったため、A社で厚生年金保険の加入を届出していたかもしれない。

冬場は職業安定所に行った記憶があり、夏場だけの勤務であったかもしれないが、給与から厚生年金保険料は間違いなく引かれていたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は、昭和52年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、清算人（事業主の弟）に対して申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「すべてが不明である。」と回答している。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和50年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人を含めた11人が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している一方、同日以前に当該事業所に

において厚生年金保険の被保険者となった者はいない。

さらに、当該事業所で勤務していた同僚一人は、「私は、昭和44年5月から勤務していたが、会社が50年8月に厚生年金保険に加入するまでは、同保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料を控除されることもなく、国民年金に加入していた。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間①のうち昭和42年3月29日から43年7月1日までの期間、国民年金に加入していることが確認できる。

なお、申立人はA社にて厚生年金保険の加入を届出していたかもしれないと供述しているが、オンライン記録によると、同社は昭和52年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の申立内容を確認することはできない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間①及び②に係る申立人の加入記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月から29年1月1日まで  
② 昭和29年11月7日から31年10月まで

A社B事業所における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②については、加入記録が無い。

しかし、昭和27年5月に当該事業所で面接を受けて入社し、31年10月に退職するまで継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によりA社B事業所において厚生年金保険の加入記録があることが確認できる同僚の供述から判断すると、申立期間①当時、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿を確認しても当該事業所の名称の登記が見当たらないことから、申立期間①当時の事業主から、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた当該事業所の同僚一人は、「申立人は昭和27年5月に入社した。申立人と私は高校の同窓生であり、私は卒業と同時に同年3月に試験を受けて正職員として入社していたので、申立人が同年5月に入社したことを記憶している。申立人が申立期間①当時、厚生年金保険に加入していない事情は分からないが、会社が同保険被保険者資格を取得していない者から同保険料を控除していたということは考えられない。」と供

述している。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により申立期間①の前後に同保険の被保険者であることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者で回答が得られた 21 人のうち 6 人は、「臨時職員として採用され、後に本採用となった時期に同保険被保険者となった。」と供述しており、他の一人は、「入社後何か月か同保険被保険者となれなかった時期がある。」と供述している。なお、申立人を記憶していたとする一人は、申立期間①当時の申立人に係る「勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述している。

加えて、上記回答が得られた 21 人のうち、1 人は「臨時職員として入社してから約 1 年ぐらい厚生年金保険に加入していない期間がある。」と供述し、他の一人は「臨時社員として入社してから 1 年 8 か月間同保険に加入していない。当時、臨時社員は正社員になるまで相当期間を要し、正社員ではない時期は同保険に加入できなかった。」と供述し、別の一人は「臨時職員として採用されてから 1 年ぐらい後に正職員となった時点で厚生年金保険に加入できた。」と供述している。

その上、申立期間①当時、厚生年金保険事務の担当課である労務課に勤務していたとする者 3 人は、「採用試験に合格して入社した正職員以外の者は、入社してしばらくの間は試用期間があり、この期間には厚生年金保険に加入させていなかった。また、臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

なお、当該事業所の被保険者名簿では、申立期間①に係る被保険者の中に申立人の氏名は無く、また、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚一人は、「申立人は、何月までかは覚えていないが、昭和 31 年まで、私と同じ C 課で勤務していた。」と供述していることから、申立期間②の期間のうち、昭和 31 年までは申立人が当該事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同人は「会社では、一度採用になった者の雇用形態が臨時職員に変更されるようなことはなかった。申立人が申立期間②の期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した事情は分からない。また、会社は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した者から保険料を控除し続けることはない。」と供述している。

また、当該事業所の被保険者名簿により申立期間②の前後に同保険の被保険者であることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者で回答が得られた 21 人のうち、申立人を記憶していると回答した一人は「申立期間当時の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述している。

さらに、申立期間②当時、厚生年金保険事務の担当課である D 課に勤務し

ていたとする者4人は、「当時、会社では、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の事務手続については、同課D係が、同課E係の指示に基づいて行っていたが、申立人が申立期間②当時、E係からどのような理由により被保険者資格の喪失手続をすることになったかについては分からない。また、毎月の厚生年金保険料の控除及び納付については、被保険者全員の標準報酬月額と突き合わせた上で行っており、同保険被保険者資格を喪失した者から保険料を控除し続けるようなことは絶対あり得ない。また、申立人が申立期間②当時、会社で継続して雇用されていたか否かについては分からない。」と供述している。

なお、当該事業所の被保険者名簿では、申立期間②に係る被保険者の中に申立人の氏名は無く、また、健康保険の整理番号に欠番もない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 2715（事案 323 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 49 年 12 月 1 日まで

申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨第三者委員会に申し立てたところ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとの結果が通知された。

新たに、同僚から勤務していたことの直筆の証明書をもらったので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 同僚の一人が「私は当時アルバイトのつもりで勤務しており、厚生年金保険については認識していなかった。申立人が同僚として勤務していたことは記憶にない。」と供述していること、ii) A社の事業主が「当時の代表者は死亡しており、他に当時の事情を確認できる人物はおらず、関連資料等も残っていない。」としていること、iii) 申立人は、事業主及び当時の同僚により、作成されたとする在籍証明（申立人が昭和 45 年 10 月 1 日から 49 年 12 月 1 日までA社に勤めていた旨を内容とするもの）を2通提出しているが、これら在籍証明は、筆跡から同一人物により作成されたものと推定されることから、申立内容を証明するものと考えらるることには疑問があるとともに、この同僚は同社の厚生年金保険の被保険者記録により、申立期間の始期より1年以上後に採用されていることが確認できることから、その信ぴょう性が疑われること、iv) 申立人の同社における雇用保険の被保険者記録が無いこと、v) 昭和 44 年 12 月から 50 年 6 月までの同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものと

は考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、当時の同僚二人の直筆の文書（申立人が A 社に勤めていた旨を内容とするもの）を提出しているところ、オンライン記録によると、この同僚のうち一人は、申立期間より後の昭和 53 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、同人は、「申立人が同社に勤務していたことについては、申立期間より後になって申立人と一緒に勤務していた者から聞いて知った。」と供述しており、他の一人（前回、申立人の在籍を証明した者）は、「申立人は A 社に勤務していたが、入社日及び退社日は分からない。」と供述している。

また、再度 A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により申立期間当時、厚生年金保険の被保険者期間のあることが確認できる者のうち、生存及び連絡先が判明した 8 人に照会したところ、回答が得られた 7 人のうち 3 人が「申立人は B 業務等をしていた。」と供述していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述が得られなかった上、このうち一人は、自身が記憶する入社時期から 1 年 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらのことを踏まえると、申立人から新たな資料として申立人が当該事業所に勤務をしていたとの文書が提出されたが、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められないこと、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 5 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 25 日から 43 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を受けているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金は全く受け取った記憶がないので、申立期間①及び②について年金額に反映される被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱退」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間②に係る事業所を昭和 43 年 2 月に退職後、国民年金の強制加入期間があつたにもかかわらず、同年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かつたとは言い難い上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 20 日から 27 年 9 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間は同保険の加入記録が無い。A社は、B社のC部門を担っていた事業所であり、私は、昭和26年10月20日にB社のD工場からE市にある同社に異動して勤務しており、申立期間においては給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された同僚と写っている写真及び申立人のA社に関する詳細な記憶から判断すると、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人が名前を挙げた同僚二人は、「申立人と申立期間において一緒に勤務していたかどうかは昔のことで思い出せない。」と供述している上、申立期間における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社は、昭和28年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、代表取締役及び申立人が社会保険事務担当者として名前を挙げた者は、既に死亡しており、これらの者から申立人の申立期間の厚生年金保険の適用状況について、供述を得ることができない。

さらに、申立人が同僚及び上司として名前を挙げた5人について、i) 3人は、申立期間において、A社の被保険者名簿により、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる一方、ii) ほかの二人は、申立期間において、B社の被保険者名簿により、同社で厚生年金保険被保険者

資格を取得していることが確認できることから、同社の被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間に厚生年金保険の加入期間がある同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について積極的な供述は得られなかった。

加えて、申立期間において、A社の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 38 年 4 月 1 日に新卒で採用され、同社のC支店に配属されたが、同社における厚生年金保険の加入記録は、同年 8 月 1 日からとなっており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる者の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の人事記録等の資料が保存されていないため、申立人の勤務形態並びに厚生年金保険の加入の取扱い及び同保険料の控除について不明である。また、申立期間当時の厚生年金保険の加入の取扱いについて説明できる者がおらず、不明である。」と回答しており、申立人のA社における勤務の実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、申立期間当時のA社C支店の上司として一人の名前を挙げているところ、同人の連絡先が確認できないため、この者から申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた 18 人に照会したところ、回答が得られた 8 人のうち 2 人が「当時、入社してから数か月間の試用

期間の後に正社員となり、この間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述し、昭和 38 年 4 月に当該事業所に新卒で採用されたとしている 5 人は「入社後 4 か月間、厚生年金保険に加入していない期間があるが、その理由については分からない。」と供述している上、このうち一人は「厚生年金保険に加入していない者の給与から同保険料を控除することはなかったと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月5日から24年2月1日まで

昭和22年7月から26年3月までA社（現在は、B社）のC係として勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。B社長名の「実務に関する証明書」を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が保管するB社が発行した「実務に関する証明書」（昭和33年7月11日付け）により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和34年1月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社は、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、「申立期間当時の関係資料が保管されておらず、確認できる資料が無いことから、申立人の勤務実態等について確認することはできない。」と回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、申立人がA社のC係として名前を挙げた同僚及び上司4人は、B社が保管する職員名簿によりA社に採用されていることが確認できるところ、当該4人は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用事業所であるD社（事業主は、A社）で被保険者資格を取得していることが確認できる上、職員名簿により採用年月日が確認できる3人のうち2人は、それぞれ採用年月日から9か月後、21か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、また、職員名簿で採用年月日が確認できない一人は、自身が記憶している採用された時期から約12か月後に厚生年金保険被



保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、D社においては、A社に採用された日から厚生年金保険に適用させていなかった者がいたことがうかがわれる。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間にA社で厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できた23人のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、回答が得られた3人はいずれも、「申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 2720

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月30日から61年4月30日まで  
昭和55年10月に経営不振のA社を引き受け、61年4月まで代表者として経営に精進していた。厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、58年8月1日であったが、後に同年9月30日に訂正されており、これは曖昧な調査の結果だと思うので、今一度、確実に調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、A社の元従業員の供述及び同社に係る商業登記簿謄本により、勤務の終期は特定できないものの、申立人は、昭和58年10月以降も代表取締役として同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は昭和58年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和58年9月30日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め3人確認できるところ、これらの者すべてが引き続き健康保険任意継続被保険者になっていることが確認できる。

さらに、前述の従業員のうち、所在が確認された一人に照会したが、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は、「会社は破産同然の状態であったため、一切の書類を廃棄している。」と述べており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の訂正については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録どおりにオンライン記録が訂正されているものであることから、当該訂正に不自然さはみられない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）にC専門職として継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録によると、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日にB社D事業所に臨時作業員として採用され、36 年 2 月 1 日にC専門職に配置換えとなり、37 年 3 月 31 日に辞職したことが確認でき、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時、非正規職員は厚生年金保険に加入し、正規職員はE省（当時）共済組合に加入していた。申立人は、昭和 36 年 2 月 1 日付けで正規職員へ配置換えとなったことにより、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同組合の組合員資格を取得したと思われる。」と回答していることから、F共済組合連合会に照会したところ、「申立人のF共済組合員期間は、昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までであり、当該期間については、退職一時金を全額支給している。」との回答があり、同連合会から提供された申立人に係る年金加入期間確認通知書により、当該事実が確認でき、申立期間とも合致していることから判断すると、申立人は、申立期間においてE省共済組合員であったものと認められる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 35 年 4 月まで

申立期間はA社B営業所に正社員のC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社同営業所には、正社員として採用される以前にアルバイトとして勤務し、この間にD免許を取得しており、その後、既に同社に勤務していた同じ集落の出身者に誘われてC職として勤務することになった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B営業所で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当時は営業所ごとに労務管理を行っていたため、当社には申立人に係る資料は無い。」と回答している上、当時の同社B営業所長は既に死亡しており、同営業所が廃止された際に所長であったとの供述が得られた者も、「申立期間当時は一社員であったため、C職に係る社会保険の加入状況については分からない。」と供述しているほか、申立人が当時の事務担当者であったと供述する者に照会したものの、「当時、私は補助的な事務しか担当しておらず、社会保険関係の仕事をしていない記憶はない。」と供述しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者 17 人（前述の営業所長を除く。以下同じ。）については、このうち一人は既に死亡しているほ

か、他の4人はいずれも所在が不明であり、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない上、当該所在不明者4人のうち1人は、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡も無い。

さらに、当該同僚17人のうち生存及び所在が確認された者12人に照会したところ、回答が得られた7人のうち、申立人より先に当該事業所に勤務し、同郷である申立人を当該事業所に勤務するよう誘ったとの供述が得られた者は、当該事業所の被保険者名簿により、自身が記憶する入社時期から2年後の昭和35年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の大半において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、「当時は、試用期間又は見習期間のようなものが1年ほどあり、この期間は社会保険には加入していない。」と供述しており、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、当該回答者7人のうち他の5人からも申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者11人に照会したところ、回答が得られた7人は、いずれも「申立人については記憶がない。」と供述しており、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで

申立期間はA社にB職として勤務しており、入社時から毎月 26 万円の給与を支給されていたが、オンライン記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されている。当時は家族\*人で家賃が月\*万円の一軒家を借りており、9 万 8,000 円の給与では生活できず、この給与額では同社に入社するはずもない。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が供述する当時の生活状況から判断すると、金額を特定することはできないものの、申立人が申立期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に記録された標準報酬月額を上回る額の給与を支給されていたことは推認できるが、このことから、申立人が被保険者原票に記録された標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 57 年 3 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当該事業主の妻に照会したところ、「当時の資料を保存していないため、申立人の標準報酬月額に係る届出の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況は不明である。」と回答しており、申立人が被保険者原票に記録された標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

さらに、申立人が事務員であったと供述する者二人に照会したものの、いずれも、「当時のことは記憶していない。」と供述しており、申立人の主張を裏付

ける供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人と同様に昭和 52 年 3 月に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者 8 人の同資格取得時の標準報酬月額、このうち 4 人が 8 万円、他の 4 人が 9 万 8,000 円であることが確認でき、9 万 8,000 円を超える標準報酬月額が記録された者はいないほか、当該 8 人のうち同年 10 月以降も当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者 6 人のうち 5 人は、いずれも、申立人と同様に同年 10 月 1 日の定時決定において資格取得時に決定された標準報酬月額が改定されていない一方で、他の一人は当該定時決定において資格取得時に決定された標準報酬月額が引き下げられており、当該 6 人は、いずれも 53 年 8 月 1 日の随時改定において初めて標準報酬月額が引き上げられたことが確認できる。

その上、当該被保険者 6 人のうち生存及び所在が判明した者二人に照会したものの、回答が得られた一人は、「当時の給与支給額を記憶しておらず、給与明細書等も保管していない。」と供述しているほか、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者 8 人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも、「社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額よりも高額の給与を支給されていたと思うが、当時の給与明細書を保管していないため、内訳等は分からない。」と供述しており、これらの者から、各人の被保険者原票に記録された標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる資料や供述は得られなかった。

なお、申立人の当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立人が昭和 52 年 3 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、54 年 6 月 26 日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月ごろから同年 12 月ごろまで  
昭和 36 年 7 月ごろから同年 11 月末ごろまで、A社(現在は、B社)において、C市内の「D事業」のE作業員として勤務した。  
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。  
年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務及び同僚に関する具体的な供述内容から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社でE作業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、「申立人の在籍及び当時の厚生年金保険の取扱いについては、資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所で経理事務を担当していた同僚は、「当時の厚生年金保険の取扱いは分からないが、正社員は月給制、現場採用の臨時社員は日給月給制であった。」と回答しているところ、申立人は、「A社では、日額 1,000 円の日給月給で、給与は月末にまとめて支給された。」と回答していることから、申立人は正社員ではなく、現場採用の臨時社員であったと考えられる。

さらに、申立人は同僚 3 人の名前を挙げているが、このうち連絡先が判明した唯一の同職種（E作業員）の同僚は、「私は、昭和 30 年 11 月にA社に入社したが、厚生年金保険の加入は、入社してから約 2 か月後の 31 年 1 月である。」と回答し、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していないことが確

認できる上、「当時のことは記憶しておらず、申立人の名前も覚えていない。」と回答している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 29 人に照会し、9 人（前記の同僚一人を含む。）から回答を得たが、いずれも当該事業所に正社員として採用されたとしており、現場採用の臨時社員は確認できない。

その上、上記の回答のあった同僚のうち、申立人の前任者とみられる同僚は、「私は、昭和 35 年 5 月ごろに A 社に入社し、申立人が同社に入社したとする 36 年 4 月末に同社を退職した。私は同社で、申立人と C 市内の D 事業で E 作業員として勤務したが、厚生年金保険には、入社と同時に加入しておらず、入社してから約 9 か月後の 36 年 2 月に加入している。」と回答している。

なお、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等：

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 8 月まで

A社のB営業所に勤務していた時に異動の話があり、C職と一緒にD社へ異動し、そこで勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人の上司の供述から判断すると、退職日は特定できないものの、申立人が、申立期間においてD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 63 年 8 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主からも照会に対する回答は無く、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人の当時の上司は、「D社の当時の事業主は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は上記の上司以外に姓のみを記憶している上司（上記上司の後任者）を挙げているが、同人を特定することができない上、連絡先も不明なことから照会することができず、また、他の同僚について氏名に記憶がなく、申立人と一緒にA社を退職し当該事業所に勤務したとする者も所在が確認できない上、オンライン記録から申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録のある4人のうち、所在が確認できた二人に照会したが回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、D社における厚生年金保険被保険者記録に申立人の名前は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の厚生年金

保険の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで  
昭和 61 年 5 月から平成 5 年 8 月まで A 社に勤務していた。昭和 62 年 10 月から年金記録にある厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給料より低い金額で記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月 30 万円以上の給料をもらっていたと主張しているが、給与明細書等の関連資料を保管していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、A 社は平成 11 年 5 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は不明と回答しており、当時の経理事務責任者とも連絡が取れないことから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、複数の同僚からは、「B 職の給与は、主に固定給からなる第一給与と歩合給からなる第二給与があった。年金記録にある申立期間の私の標準報酬月額は、第一給与の金額に近い金額であった。」との供述があった。

加えて、先の同僚の一人からは、「第一給与を標準報酬月額とする方法は、その後、適切でないということになって、標準報酬月額の算出方法を見直したことがあった。」との供述があった上、オンライン記録から、この同僚とその他 B 職の同僚二人が、平成 8 年 1 月 1 日に標準報酬月額が大幅に改定されていることが確認でき、これは先述の同僚の供述と符合する。

これらの状況を踏まえると、当該事業所では、申立期間における B 職の標準報酬月額について、主に固定給からなる第一給与を標準報酬月額として届け出た上、これに基づいて厚生年金保険料を給与から控除し、その後、何らかの事

情により、歩合給からなる第二給与も含めた総額を標準報酬月額として届け出るようになったものと推測される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。